

## 会長等選任基準及び任期について（内規）

- 1 会長選任にあたっては、理事会に選考委員会を設けて候補者を推薦する。
- 2 選考委員会のメンバーは次の者を持って充てる。
  - (1) 現会長
  - (2) 新居地区選出理事から1名
  - (3) 宇佐、高石（用石、中島、塚地）地区選出理事から1名
  - (4) 波介、高岡（高岡、あすなろ、鳴川）、蓮池選出理事から1名
  - (5) 北原、谷地、戸波選出理事から1名
  - (6) 選考委員の選出は理事会の場で合議して決める
- 3 選考委員会では、次の評価基準に従い、合議の上会長候補を選出する。
  - (1) 土佐市老人クラブ連合会を将来こうしたいという目標を持っているか
  - (2) 目標を実現する手順を示すことができるか
  - (3) 単位老人クラブ等を代表する者として成果を上げているか
- 4 選考委員会は合議結果を示して会長候補者を理事会に報告する。この際事務局は候補者の履歴を添付する。
- 5 理事会で決議し会長を決定する。
- 6 会長の任期は2年とする。会長就任の年齢は80歳までを目安とする。
- 7 充職以外の副会長の選出及び任期もこの基準に準じて行う。
- 8 この内規は平成26年3月25日から適用する。